

〔後 記〕

「ドイツの法曹教育」をめぐる覚書

— 中央大学・コンスタンツ大学との学術交流の記録を含む —

別 府 三 郎

一 はじめに

ヴェルナー・F・エプケ (Prof. Dr. Werner F. Ebke) 教授は、ドイツ・コンスタンツ大学の教授であるが、このたび中央大学客員教授として平成13年9月から10月にかけて来日され、山内惟介教授の尽力により、中央大学、小樽商大および本学の法文学部で学術講演をされる予定であった。その機会に、本学法文学部にも来学され、中央大学・コンスタンツ大学及び本学における、学術交流を深める予定の日程であった。同教授は中央大学における予定はほぼ消化されたのであるが、その後体調不良になられ、日本の滞在日程を変更せざるを得なくなり、小樽商大および本学の講演は開催できなかった。

本学では、同年10月9日(火)10:30~12:00に「ドイツにおける法曹教育」について学術講演が行われることになっていたが、その講演資料は本号にて、本学科の外国人教師ドレーヴス・アンゲラ助教授との共同で翻訳した内容を掲載することにして、折角の講演予定の内容を後生に残すことにした。

なお当日は、青山学院大学法学部の関 英昭教授が代役を勤めてくださり、予定の学生への講演会は、開催された。その際、佐賀大学経済学部の楠元純一郎助教授も参加されていた。

本稿の覚書は、本学にとり、二つの大きな意義があるように思う。一つは、エプケ教授は現在ドイツにおいて最も活躍中の国際法的比較法学(民法、経済法、税法並びに国際私法)の権威であり、仲裁裁判官を勤める現役の教授でもあること。本号別掲のドレーヴス・アンゲラ助教授との共訳のとおり、そのような碩学の直接指導に接し、EU領域とアメリカにおける「法曹教育」という視野を拡大できたことは、意義深いことである。

本学部では、まさしく「地域における法の担い手の将来像—市民のための

リーガルサービス充実をめざして」(鹿児島大学法学論集別冊/2000年12月刊)を世に問うているところであり、その目的がいわゆる「本学のロースクール」の実現をめざした方向にあるからである。さらに一つの学术交流の意義は、世界的著名な恩師ドイツ・ミュンスター大学名誉教授B・グロスフェルト(Prof. emeritus Dr. Bernhard Grossfeld)とその愛弟子ヴェルナー・F・エプケ(Prof. Dr. Werner F. Ebke)教授の二人が、本学にて、18年の歳月を経て、学术交流ができたことである。

前述したが、残念なことにエプケ教授の講演は実現しなかったのであるが、B・グロスフェルト教授は、当時「比較法の限界」を講演(1984年)されたのである(本学法学論集20巻1号 1984年12月号)。その講演では、言語の限界は思考の限界であること、比較法にとって重要なことは、比較法を通じて自国法をもっと深く知ること、「遠くへ行く者は、最後は自国へ戻ってくる」という格言を披露された。結局は自国へ戻って、自国法を知り、自国法をよりよくすること、という見解が、相当な年月を経ても、脳裏から離れず、忘れられない記憶になっている。B・グロスフェルト教授は、ドイツ・ミュンスターの地で、奥様とともに、お元気であり、関教授は彼の愛弟子であり、エプケ教授もそのミュンスターの地で学業をされたのであるが、鹿児島・桜島の噴煙を「プシュー、プシュー」と表現されていた。また幸いにも小生の本学法文学部大学院ゼミ出身で、神戸大学から東北学院大学法学部の教授を勤めている梅津昭彦君が、ミュンスター大学における在外研究(1年)を認められていた。小生にとっては、ミュンスターにおいて楽しい出会いがあり、三者三様の感動を覚えた。ドイツ・ミュンスター・東北/仙台と本学との学术交流の機縁を得た。

ここに18年という歳月を経てB・グロスフェルト教授、ヴェルナー・F・エプケ教授という著名な師弟学者に接することができたことを記しておきたい(参照 Festschrift fuer Bernhard Grossfeld Verlag; Recht und Wirtschaft GmbH 1999)。

なお、以下のことは、私事にわたるが、コンスタンツ大学法学部と今回の

学术交流のキッカケになったことを記述させていただきたい。簡単に言うと、ドイツ・コンスタンツの思い出ということになるが、私は、昨年（2000年）4月から11月半ばまで、会社法上の誠実義務をめぐる研究のため渡欧して、ボーデン湖のあるドイツ・コンスタンツに滞在した。一年を思い出してみると、還暦のホームステイと銘打って、突然に決意を新たに旅発ったのである。家内を伴って、オランダからミュンヘンを経て、ドイツ・コンスタンツ大学法学部の Prof. Dr. Werner F. Ebke（エプケ教授）に師事することになった。同時にそれは、私の「還暦の旅立ち」の決意になったが、C. ヒルティの「幸福論」第2巻末尾にある言葉に、触発された旅立ちでもあったようにも思われる。

「生涯のうちのこの地点にあっては、合い言葉となるのは、さし当り「乗り切れ！」という言葉である。ドイツ文では、“An diesem Punkte des Lebens heist das Losungswort eine Zeitlang: Durch !”（Carl Hilty; Gluck, 1891-1899 Bd.2）と表現されているが、まさしく“Durch”が「乗り切れ！」と言い換えられ、表現され、解釈されることから、私の心の「還暦」が始まり、ドイツへの旅立ちになった、と言えるかも知れない。

研究はコンスタンツ大学法学部のエプケ教授の研究室で行った。同教室には、客員教授として亜細亜大学法学部の中村 建教授も留学されており、同じ会社法の研究を行い、同地における先輩として同教授夫妻には大変にお世話になった。

エプケ教授の2000年夏学期ゼミでは、ドイツ、ヨーロッパ比較会社法演習が行われた。亜細亜大学の中村教授と私も、客員教授として招請を受けた。2000年7月14日（金）スイス/アッペンツェル州のバイスバード（Weissbad）にあるガスト・ハウスを終日借り切って学生・研究生の発表・討論が繰り返された。

この夏学期ゼミは、スイス・ザンガレン大学（St. Gallen/CH）のデュイ教授（Prof. Dr. Druey）指導のゼミ生・研究生も参加した国際的共同ゼミであったが、ドイツ側2人、スイス側2人の各報告者は時間いっぱいの研究討議を行っていた。専門のドイツ語の壁に阻まれ、中身の程は不確かなことがあったが、それぞれのテーマは、ドイツの会計基準、EU統一における会

社法の衝突の問題、さらに企業承継の問題、あるいはヨーロッパ法制度といったものが、必要か、などを課題にした終日の共同演習であった。

まさしくスイス・ドイツ・日本・東京と学術交流できたことが大きな成果であった。生憎のことに、その日はスイスアルペン地方の豪雨に見舞われ、アッペンツェル州のバイスバードの自然を味わうことが出来なかったことは心残りである。

なおエプケ教室の一門である助手 Ann-Veruschka Jurisch (Frau ユーリッシュ), DR. Guenter Reiner (ライナー博士) 並びに秘書の Eleonore Dumitru (Frau ドミトル) には、公私ともに、大変お世話になった。

コンスタンツ大学は、創立30周年を迎えた若い国際大学であった。研究活動は意気盛んであり、助手・学生たちの勉学意欲は大変なものであったが、若い学生たちと共に、「会社法」の講義を受講して、ドイツの正教授の行う教授方法を体験することもできた。

一方、ボーデン湖のコンスタンツは、ドイツ・スイス・オーストリア3国が接する国境の町であり、スイスアルプス、オーストリアアルプスを抱いている素晴らしい保養地であった。その地を称して、日本の軽井沢とハワイの花園とを混在させたような地域であることが肯けた。素晴らしい自然環境を汚すことなく、中世のヨーロッパそのものを、21世紀に、そのまま残していた。季節にも恵まれ、木々の開花の春から、全山紅葉の秋まで滞在して、多くの思い出を残すことが出来た。またスイスアルプスに近いことから、地の利を生かして、マッターホルン、アイガーの北壁をも周遊することが出来た。アルプスの屋根を眺望することもでき、地球大自然の大きさに感動した還暦の旅にもなった。

このように還暦の旅の好奇心は、新たな好奇心を呼んだが、私にとりドイツ・コンスタンツでの在外研究は見たかったことを見てしまったから終わり、あるいは知りたかったことを調べ終わったから、オシマイにはならなかった。スイス・ザンガレン大学 (St. Gallen/CH)、ボーデン湖を取り巻くコンスタンツ大学を含む南ドイツという地域は、中世を湖畔の水面に漂わせながら、ラインの大河の源流として、史的・知的文化を残しているという記憶と出会いが残った。

二 ドイツの法学部

最後に、小生に残ったドイツ・コンスタンツで感じ取った法学部とは、以下のようであった。

ドイツ・コンスタンツ大学法学部で学生に接しながら、学生にとってドイツの法学部とは何かについて、思い返してみた。法学部は、先ずはその目標が国家試験（司法試験）に必要な専門知識をお客様である学生に斡旋する国家制度であること。それだから、法学部の最高の目標は、最大限可能な多くの学生を、できるかぎり短期間に、国家試験を受験させる点にある。この目標に方向付けられるものとして、つぎのような学生の要求が位置づけられている。つまり、復習課程と専修課程の充実、各大学の受験指導員、筆記試験課程及び模擬試験など。あるいは、ドイツ国内にある修学地を世話している事実上の法学教育指導者による日曜討論及びトークショーといった制度。

判例によると、法学部も一定の職業教育をする場所の機能をも有していて、その教育目標は相当な時間内で実現されうること、あるいはドイツ基本法は大学（総合大学・単科大学）の教育課題を前提にしていると判示されているが、それでは、法学部は国家のサービス業の調達者に帰し、学生はお客様であり、受け身の消費者になる、という危険があり、ドイツの法学部の現実を矮小化する危険がある、とも指摘されている。

学生は、学部の構成員たる地位を有しているが、法律学それ自体は学生の積極的参加、即ち知識、問題意識及び解決能力の獲得を前提にしている。それは、同じゼメスターの学生間の討議討論、もっと上級の助手と教授を伴った学友同士の討議討論なしには実現しない。法学部における一切の問題と解答、一切の筆記試験、宿題又はゼミナール論文は、自己の学識の批判的検討及び改善であるばかりでなく、教える側と学ぶ側との討論にとっても理想的なものである。法学部は学修の領域及び論文作成の領域として、なくてはならない国家制度であり、また時には、結婚といった生涯の友情関係の結びつく生活の領域でもある。

法学部にとってもっとも重要な観点は、法学部が基本法の価値判断の合致する社会及び国家秩序に貢献するよう国家・社会に尽くすという期待の中に

あることである。

法学部は、法的職業のための役者を育てるばかりではない。各法学部は当然にそれ自身法学研究の最先端であり、将来の法学者がそれに参加できなければならない。その際、決定的なことは、教える側と学ぶ側との対話討論である。

やや仰々しいが、法学を学ぶ学生は、ドイツ法律秩序の発展及び生き残る能力の保証人である。それだから大学における法学の勉強は、学生の思考能力、学生の創造性及び想像力が最大限度促進され、発展されるよう一段と強化して装備されなければならない。

将来に法学を学修する男子学生及び女子学生は、従来以上に、法学部を生活領域、学修領域及び論文作成領域として体験する。勿論、学生は国家試験の実施に集中するばかりでなく、各法学部の多様な教育プログラム、つまり法学一般、法と言語プログラム、留学、各大学の相互協力、あるいは法学博士へのプロモーション、など各種のプログラムをも受け入れるべきことは、当然である。

法律の基本的理解、体系的把握の法学部教育を受けた後、第一次国家試験（司法試験）を受験することになるが、この試験は大学の卒業試験でもある。二回不合格になると、一次司法試験の受験資格がなくなり、大学卒業も認定されないようである。年間およそ一万人は合格するが、その合格率は60パーセントから70パーセント、つまり不合格率が25%から40%というわけで、卒業試験も兼ねていることを考えると、厳しい法曹養成の試験であるわけである。

大学での必修科目には、憲法・民法・刑法・商法・民訴・刑訴（日本と同じ）のほか、行政法、労働法、国際私法、EU法、法社会学、法哲学などがあり、卒業試験・司法試験の試験科目である。

さて一次試験に合格すると、いわゆる司法修習に二年間行くことになるが、勿論その方向に行かず行政組織や民間に就職する人も多いようである。司法修習は民事裁判所、刑事裁判所、検察庁、法律事務所、行政組織で行われているが、最後の半年は、自由に、修習場所を選んでいて、国際機関や外国で修習する人も多い。大学時代は必修科目の負担が重く、特別の知識や経験を

積みなかつた修習生にとって、この半年は興味ある分野を学修する貴重な機会である。

司法修習の終わりには第二次司法国家試験を受験し、合格すると晴れて法曹となる資格（裁判官・検察官・弁護士）が得られるわけである。日本以上に法律家としての就職は厳しいということであったが、ここで特に思い出の記録を残させて頂きたいことは、滞在したボーデン湖畔のホテルで、私の師事したエプケ教授の恩師ミュンスター大学名誉教授B・グロースフェルト教授のお嬢様（四女・アンゲラ嬢）が司法試験第二次試験を無事合格され、そのお祝いに、夫婦で参加できたこと。なおその機会には、青山学院大学の関英昭教授並びに中村芳昭教授（税法）も、合格のお祝いに参加され、文字通り、ドイツワインに酔いながら、湖畔で学術交流を重ねることができたことである。

なお、ドイツの法曹教育は通算六年から八年を要するが、EU 統合により新たな変化が生じている事情については、本号別掲のドレーヴス・アンゲラ助教授との共同で翻訳した内容を参照してくださることをお願いする次第である。

付録 ヴェルナー・F・エプケ教授の略歴

1951年 9月10日 ニーダーザクセン州オスナーブリュック 生
勤務先 コンスタンツ大学 法学部教授：民法，経済法，税法ならびに国際私法
1978年 法学修士（アメリカ合衆国カリフォルニア・バークレーロースクール）
1981年 司法修習生（オルデンプルグ高等裁判所）
1983年 司法試験（二次）合格
1985年 アメリカ合衆国弁護士資格
1987年 Habilitation 法学博士・教授資格（民法，経済法，税法ならびに国際私法）
（ミュンスター大学）
1988年 コンスタンツ大学教授
1990年 地方裁判所判事（コンスタンツ）
1991年 アメリカ法律協会正会員

その他、業績目録について、詳細はW・F・エプケ教授のホームページ参照
(<http://www.uni-konstanz.de/FuF/Jura/ebke/home5.htm>)。